

ムーンショット型農林水産研究開発事業 実施要領 新旧対照表

改正後	現行
<p>「ムーンショット型農林水産研究開発事業」実施要領</p> <p style="text-align: right;">令和2年12月14日付け2生セ第0909003号</p> <p>一部改正 令和3年4月1日付け3生セ第0601002号</p> <p>一部改正 令和3年12月28日付け3生セ第1005001号</p> <p>一部改正 令和4年4月1日付け3生セ第1229001号</p> <p>I～II (略)</p> <p>III 委託研究の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 研究成果の報告・普及</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学術論文・雑誌、学会への発表等</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑤ シンポジウム等の開催</p> <p>(略)</p> <p>⑥研究成果、実施中の研究内容に係るプレスリリース</p>	<p>「ムーンショット型農林水産研究開発事業」実施要領</p> <p style="text-align: right;">令和2年12月14日付け2生セ第0909003号</p> <p>一部改正 令和3年4月1日付け3生セ第0601002号</p> <p>一部改正 令和3年12月28日付け3生セ第1005001号</p> <p>I～II (略)</p> <p>III 委託研究の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 研究成果の報告・普及</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学術論文・雑誌、学会への発表等</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤<u>特許権等の取扱い</u></p> <p style="text-align: center;"><u>研究成果に係る特許等を出願又は申請（以下「出願等」という。）しようとする場合、特許権等を出願した場合、特許権等を登録した場合、その他特許権等に関しその取扱いを変更するときは、「VI 成果の取扱・知的財産権等」に即して行ってください。</u></p> <p>⑥シンポジウム等の開催</p> <p>(略)</p> <p>⑦研究成果、実施中の研究内容に係るプレスリリース</p>

(3) ~ (6) (略)

3 研究の評価

(1) 外部評価

① 外部有識者による評価

生研支援センターは、外部有識者による評価体制（評議委員会）を構築し、外部評価を実施します。外部評価に当たっては、次項で定める評価項目・評価基準を踏まえて行い、その結果を戦略推進会議及び農林水産省に報告します。なお、評価は毎年度行います。

② 略

(削除)

(2) 評価結果の取扱い

(略)

(3) その他

(略)

(3) ~ (6) (略)

3 研究の評価

(1) 外部評価

① 外部有識者による評価

生研支援センターは、外部有識者による評価体制（評議委員会）において、外部評価を実施します。外部評価に当たっては、次項で定める評価項目・評価基準を踏まえて行い、その結果を戦略推進会議及び農林水産省に報告します。外部評価の実施時期は、原則として、研究開始時点から3年目及び5年目とし、5年を越えて継続することが決定した場合には、8年目及び10年目とします。なお、生研支援センターは、プロジェクトの進捗状況等を見極めて、あらかじめ定めた評価時期を早めることがあります。

② 略

(2) 自己評価

生研支援センターは、原則として毎年度（外部評価を行う年度以外）、上記（1）②で定める評価項目・評価基準に準じて自己評価を行い、その結果を戦略推進会議及び農林水産省に報告します。その際、必要に応じて外部有識者の意見も聴くこととし、その場合には、併せてその意見の内容や自己評価への反映状況を報告します。

(3) 評価結果の取扱い

(略)

(4) その他

(略)

4 (略)

IV 委託契約事務

1～2 (略)

3 委託契約額の一部留保

研究開発プロジェクトごとに評価結果等の実効性を担保するため、PDの指示があった場合には、生研支援センターは委託契約限度額の一部に条件を付し、当該条件が満たされない場合に委託契約限度額の一部の執行を留保できるものとします。

この場合、生研支援センターは、条件となるPDからの指摘事項をPMに伝え、PMに対してPDからの指摘事項を解消するための計画を策定させるものとします。PMは、当該計画に従って指摘事項の早期解消に努め、課題を解消できると判断した場合は速やかに生研支援センターに連絡の上、条件となっている指摘事項の解消についてPD等に説明し承認を受けることとします。指摘事項に係る留保を解消する手続き等については別途定めます。

生研支援センターは、PDの承認を受けたことを確認できるまでは、当該留保額に関する一切の支払いを行わないこととします。また、年度末までに条件となっている指摘事項が解消されない場合には、当該年度別の留保額を減額して当該年度の委託契約限度額を確定するものとし、減額した額は翌年度の限度額に繰り越さないものとします。

4 委託契約の変更等

(1)～(3) (略)

5 物品購入計画の変更

(1)～(4) (略)

6 翌年度以降の取扱い

4 (略)

IV 委託契約事務

1～2 (略)

(新規)

3 委託契約の変更等

(1)～(3) (略)

4 物品購入計画の変更

(1)～(4) (略)

5 翌年度以降の取扱い

(1) ~ (3) (略)

V ~ VI (略)

(1) ~ (3)

V ~ VI (略)